

家屋評価にご協力を

平成31年1月以降に家屋を新築または増築した場合、完成した家屋については、10月から12月中旬に役場税務課職員が家屋評価にうかがいます。

この評価は、令和2年度分以降の固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。

調査に該当される方には、事前に連絡を取らせていただきますのでご協力をお願いいたします。

問い合わせ 税務課

☎45・3111（内線141）

未登記家屋の取り壊し、所有権移転について

●家屋などを取り壊したときは

家屋や土地および償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。平成31年1月以降に未登記家屋の一部または全部を取り壊した場合、「建物取壊申請書」を提出してください。申請書および必要書類は税務課にあります。また、年内に取り壊しを計画されている場合も税務課資産税係までご連絡ください。未登記家屋の取り壊しについては確認が困難なため、届け出がないと取り壊しがわからず、翌年度も課税されることがありますのでご注意ください。

また、登記のある家屋を取り壊した場合でも、滅失登記が翌年にわたる場合には税務課資産税係までご連絡ください。

●未登記家屋を名義変更するときは

土地の所有権移転登記が済み、その土地にある未登記家屋の名義を変更するときや未登記家屋の名義人が死亡したとき、また、売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合などには「未登記家屋の課税台帳登録名義人変更届」を提出してください。変更届用紙および必要書類は税務課にあります。ただし、登記がある家屋で、すでに法務局で滅失登記や所有権移転登記が済んでいる場合には、届け出をする必要はありません。

問い合わせ 税務課

☎45・3111（内線141）

今月の納税

町民税 第2期

9月2日(月)

国民健康保険税 第4期

9月2日(月)

★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。各種証明書の発行、町税の納付など、お気軽にご利用ください。

8月の成年後見・権利侵害相談室

☆いつでも電話・メールでの相談をお受けいたします。

☎090・78511・9301

メール nishiwaki-socialwork@ezweb.ne.jp

☆電話・メールで予約して、個別直接相談をご希望される方は予約の連絡をいつでもお受けできます。

相談場所 池田町障害福祉サービス事業所「ふれ愛の家」の宿泊訓練施設
ふれ愛ホーム「大室荘」

相談日時 予約時にご希望をお聞きして決めます。

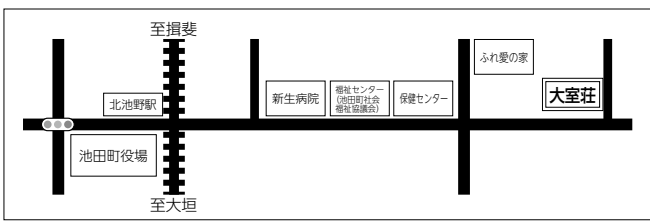
費用 無料です。

内容

- ・成年後見制度利用について、申し立てについての質問・相談
- ・福祉サービスについての質問・相談
- ・生活上での困りごとのご相談にのります。

※社会福祉の専門職 社会福祉士（ソーシャルワーカー）がご相談にのります。

- 主催** 揖斐郡成年後見・権利擁護センター（任意団体）
- 代表** 社会福祉士（コミュニティソーシャルワーカー）西脇 隆（一社） 岐阜県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ 会員



よい歯の高齢者表彰のご案内

西濃口腔保健協議会では、8020運動（80歳になっても20本以上の歯を残し、一生自分の歯で食べよう）を積極的に啓発推進するため、80歳になられた方を対象に歯科健診を行い、よい歯の高齢者を表彰します。

〈対象者〉

- 次の①から④に該当する方です。
- ①平成30年11月1日から令和元年10月31日に満80歳になられた方、なられる方（生年月日が昭和13年11月1日から昭和14年10月31日までの方）
 - ②に該当する方には、『よい歯の高齢者表彰健診応募』のはがきが8月上旬に郵送されます。

- ③20本以上自分の歯があり、十分噛める方
- ④健康な方（表彰式に出席できる方）

- ⑤②と③の条件を満たした81歳以上の方で、過去に表彰を受けていない方

〈健診期間〉

8月19日(月)～8月31日(土)まで該当すると思われる方は、歯科医院（大垣市、海津市、不破郡、安八郡、養老郡、揖斐郡歯科医師会）で歯科健診を受けてください。（健診は無料）

※①に該当する方は、『よい歯の高齢者表彰健診応募』のはがきを持参ください。

問い合わせ

保健センター ☎45・31191